

別紙様式2-1 (処遇改善加算 総括表)

提出先

介護職員等処遇改善加算 処遇改善計画書(令和7年度)

1 基本情報

フリガナ	シャカイフクシホウジンミョウシヨウカイ		
法人名	社会福祉法人明照会		
法人所在地	〒	664-0023	
	兵庫県伊丹市中野西1丁目18		
フリガナ			
書類作成担当者			
連絡先	電話番号		E-mail

2 賃金改善計画:加算額以上の賃金改善について(全体)

令和7年度に賃金改善が必要な額と賃金改善の見込額			
① 令和7年度の加算の見込額	(a)	136,878,240	円
② 令和6年度の加算額のうち、令和7年度の賃金改善に充てるために繰り越す予定の額	(b)	0	円
③ 令和7年度の賃金改善に充てる必要がある加算の見込額(賃金改善が必要な額)(a + b)	(c)	136,878,240	円
④ (③の額以上となること。介護人材確保・職場環境改善等事業から人件費に充てた額を除く。)	(d)	137,756,136	円

【記入上の注意】

- 介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへとつながるよう、令和6年度分の加算額の全額を令和6年度内の賃金改善に充てることは求めず、介護サービス事業者等の判断により、その一部を令和7年度に繰り越して賃金改善に充てることを認めている。令和7年度に繰り越す予定の額を(b)に記載すること。また、繰越分は全額令和7年度の賃金改善に充て、期間中に事業所が休廃止した場合には、必ず一時金等により介護職員その他の職員の賃金として配分すること。
- (d)には、令和6年度からの繰り越し分(b)の配分を含め、令和7年度に実施する賃金改善の見込額を計算し、記入すること。その際、加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

3 介護職員等処遇改善加算の要件について

(1) 月額賃金改善要件 I (処遇改善加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善) 【処遇改善加算 I ~Ⅳ】

別紙様式2-2「①月額賃金改善要件 I」の欄から転記			
① 令和7年度の処遇改善加算Ⅳ相当の見込額の1/2		44,524,782	円
② 令和7年度の加算による賃金改善の見込額のうち、月額賃金改善による額 (①の見込額以上となること)		130,000,000	円

【記入上の注意】

- 令和7年4月以降の処遇改善加算の配分方法のうち、基本給等(基本給又は決まって毎月支払われる手当)で行っている賃金改善の総額を記入してください。

(2) 月額賃金改善要件 II (旧ペア加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善) 【処遇改善加算 I ~Ⅳ】

※令和7年3月時点で処遇改善加算Ⅴ(1)・(3)・(5)・(6)・(8)・(10)・(11)・(12)・(14)を算定していた事業所のみ

別紙様式2-2「②月額賃金改善要件 II」の欄から転記			

**(3) キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ(任用要件・賃金体系の整備等、研修の実施等)【処遇改善加算Ⅰ～Ⅳ】**

別紙様式2-2「③・④キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ」の欄から転記(詳しい要件の内容は参考シートを参照)



**(4) キャリアパス要件Ⅲ(昇給の仕組みの整備等)【処遇改善加算Ⅰ～Ⅲ】**

別紙様式2-2「⑤キャリアパス要件Ⅲ」の欄から転記(詳しい要件の内容は参考シートを参照)



**(5) キャリアパス要件Ⅳ(改善後の賃金要件)【処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ】**

別紙様式2-2「⑥キャリアパス要件Ⅳ」の欄から転記



- 
- 
- 
- 

**(6) キャリアパス要件Ⅴ(介護福祉士等の配置要件)【処遇改善加算Ⅰ】**

別紙様式2-2「⑦キャリアパス要件Ⅴ」の欄から転記



**(7)職場環境等要件【処遇改善加算Ⅰ～Ⅳ】**

介護人材確保・職場環境改善等補助金の要件を満たしており、補助金を申請予定又は申請済であるため、令和7年度中の職場環境等要件の適用が猶予される。	
補助金を申請予定でない場合、各加算区分の算定に必要な令和7年度中の職場環境等要件を満たす。 ※こちらを選択する場合には、下記の職場環境等要件の表にチェックをしてください。	○

**【処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ】**

- ⇒ ・届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(✓)する又は令和7年度中に要件整備を行う誓約をすること(「誓約」)。  
 ・「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに2以上の取組を実施すること。  
 ・「生産性向上のための取組」のうち3以上の取組(うち⑪又は⑫は必須)を実施すること。

該当

**【処遇改善加算Ⅲ・Ⅳ】**

- ⇒ ・届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(✓)する又は令和7年度中に要件整備を行う誓約をすること(「誓約」)。  
 ・「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに1以上を実施すること。  
 ・「生産性向上のための取組」のうち2以上の取組を実施すること。

区分	内容
入職促進に向けた取組	<input checked="" type="checkbox"/> ①法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
	<input type="checkbox"/> ②事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
	<input checked="" type="checkbox"/> ③他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築(採用の実績でも可)
	<input checked="" type="checkbox"/> ④職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
	<input type="checkbox"/> ⑥研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入
両立支援・多様な働き方の推進	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保
	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
	<input type="checkbox"/> ⑪有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取得目標(例えば、1週間以上の休暇を年に●回取得、付与日数のうち●%以上を取得)を定めた上で、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声かけを行っている
腰痛を含む心身の健康管理	<input type="checkbox"/> ⑫有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消を行っている
	<input type="checkbox"/> ⑬業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
	<input type="checkbox"/> ⑭短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
	<input checked="" type="checkbox"/> ⑮介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施
生産性向上のための取組	<input type="checkbox"/> ⑯事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
	<input type="checkbox"/> ⑰厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築(委員会やプロジェクトチームの立ち上げ、外部の研修会の活用等)を行っている
	<input checked="" type="checkbox"/> ⑱現場の課題の見える化(課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等)を実施している
	<input type="checkbox"/> ⑲5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備を行っている
	<input checked="" type="checkbox"/> ⑳業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている
	<input checked="" type="checkbox"/> ㉑介護ソフト(記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの)、情報端末(タブレット端末、スマートフォン端末等)の導入
	<input checked="" type="checkbox"/> ㉒介護ロボット(見守り支援、移乗支援、移動支援、排泄支援、入浴支援、介護業務支援等)又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器(ビジネスチャットツール含む)の導入
やりがい・働きがいの醸成	<input checked="" type="checkbox"/> ㉓業務内容の明確化と役割分担を行い、介護職員がケアに集中できる環境を整備。特に、間接業務(食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ゴミ捨て等)がある場合は、いわゆる介護助手等の活用や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う。
	<input type="checkbox"/> ㉔各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化等、協働化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施
	<input checked="" type="checkbox"/> ㉕ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
	<input type="checkbox"/> ㉖地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施
<input checked="" type="checkbox"/> ㉗利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供	
<input type="checkbox"/> ㉘ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供	

**見える化要件【処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ】**

- ・実施する周知方法について、チェック(✓)すること。なお、令和7年度中の見込みでも差し支えない。

○

ホームページへの掲載	<input checked="" type="checkbox"/>	職場環境等要件の28項目のうち、実施する取組項目の「介護サービス情報公表システム」(「事業所の特色」欄)での選択
	<input type="checkbox"/>	職場環境等要件の28項目のうち、実施する取組項目の自社のホームページへの掲載

#### 4 要件を満たすことの確認・証明

- 以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✓)すること。

確認事項		証明する資料の例 (指定権者からの求めに応じて提出)	○
✓	処遇改善加算として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。また、処遇改善加算による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。	就業規則、給与規程、給与明細等	
✓	令和7年度に繰り越す予定の額(2②)がある場合は、全額、令和7年度の賃金改善に充てます。期間中に事業所が休廃止した場合には、一時金等により介護職員その他の職員の賃金として配分します。	就業規則、給与規程、給与明細等	
✓	キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲのうち、満たす必要のある項目について、証明となる書面を作成し、職員に周知しました。また、計画書の提出時点で書面の準備ができていない場合は、令和7年度中(令和8年3月末まで)に書面を整備します。	就業規則、給与規程、資質向上のための計画等	
✓	労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—	
✓	労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書	
✓	本計画書の内容及び賃金改善の方法を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書	
✓	指定権者のホームページ等で申請先を確認しており、処遇改善加算の提出先として案内のあった申請先に提出します。	—	

※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

※ 本様式への虚偽記載のほか、処遇改善加算の請求に関して不正があった場合及び指定権者からの求めに応じて書類の提出を行うことができなかった場合は、介護報酬の返還や指定取消となる場合がある。

本処遇改善計画書の記載内容・確認事項の内容に間違いがないこと及び記載内容を証明する資料を適切に保管することを誓約します。

令和 7 年 3 月 10 日 法人名 社会福祉法人明照会  
代表者 職名 氏名

#### (確認用) 提出前のチェックリスト

- 以下の項目にオレンジ色の「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。
- ※ 空欄が表示される項目は、記入が不要であるため対応する必要はない。

2 賃金改善計画について			○
令和7年度に繰り越す予定の額を含む、令和7年度の賃金改善が必要な額以上の賃金改善を行う計画となっていること			

  

3 介護職員等処遇改善加算の要件について			○
(1)	月額賃金改善要件Ⅰ	処遇改善加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善を行う計画になっていること	
(2)	月額賃金改善要件Ⅱ	旧ベースアップ等加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善を行う計画になっていること	
(3)	キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ	キャリアパス要件Ⅰ(任用要件・賃金体系の整備等)とキャリアパス要件Ⅱ(研修の実施等)の両方を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和7年度中(令和8年3月末まで)に介護職員の任用要件・賃金体系を定めること及び研修等に係る計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約していること	
(4)	キャリアパス要件Ⅲ	キャリアパス要件Ⅲ(昇給の仕組みの整備等)を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和7年度中(令和8年3月末まで)に昇給の仕組みを整備することを誓約していること	
(5)	キャリアパス要件Ⅳ	改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数が事業所あたり1以上となるような計画になっていること。ただし、満たさない場合は、小規模事業所等である等の理由を記載すること	
(6)	キャリアパス要件Ⅴ	キャリアパス要件Ⅴ(介護福祉士等の配置要件)を満たすこと	
(7)	職場環境等要件	介護人材確保・職場環境改善等事業を申請予定若しくは申請済である又は各加算区分の算定に必要な要件を満たしていること 情報公表システム等での見える化要件を満たすこと	

  

4 要件を満たすことの確認・証明			○
必要な項目が全て選択されていること			
誓約・記名が行われていること			

別紙様式2-2(処遇改善加算 個票)

【記入上の注意】

オレンジ ピンク のセルは必ず入力してください。空欄がある場合は不備となります。

提出先

法人名 社会福祉法人明照会

処遇改善加算(見込額)の合計[円] (別紙様式2-1 ①の内数)	136,878,240	円
うち、処遇改善加算Ⅳ相当の1/2(見込額)の合計[円] (別紙様式2-1 3(1)①に転記)	44,524,782	円
うち、新たに増加する旧ベースアップ等加算相当の見込額[円] (別紙様式2-1 3(2)①に転記)	0	円

【記入上の注意】  
・改善後の資金が年額440万円以上であることは、処遇改善加算による資金改善額を含む金額で判断すること。

⑥キャリアバス要件IVについて(「令和7年度の算定予定」について)

改善後の資金が年額440万円以上となる者の数	24
処遇改善加算Ⅰ・Ⅱの算定を届け出た事業所数 (短期入所・予防・総合事業での重複除く)	12

介護保険事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり介護報酬総単位数(処遇改善加算を除く) [単位] (a)	1単位あたりの単価[円] (b)	令和7年3月時点の算定区分	加算率	令和7年4月以降に算定する処遇改善加算の区分	加算率(c)	算定対象月(d) ※通常は令和7年4月～令和8年3月	処遇改善加算の見込額[円] (a×b×c×d)	①月額賃金要件Ⅰ	②月額賃金要件Ⅱ	③・④キャリアバス要件Ⅰ・Ⅱ	⑤キャリアバス要件Ⅲ	⑥キャリアバス要件Ⅳ	⑦キャリアバス要件Ⅴ		
		処遇改善加算Ⅳ相当の加算額の見込額の1/2	月額賃金要件Ⅰを満たす											新たに増加する旧ベースアップ等加算相当の処遇改善加算の見込額	月額賃金要件Ⅱを満たす	任用要件・賃金体系の整備等、研修の実施等	昇給の仕組みの整備等	改善後の賃金要件(年額440万円以上)を満たす職員数を記載	介護福祉士の配置要件の状況が分かる加算の算定状況		
1	2873300186	兵庫県	伊丹市	特別養護老人ホームあそか苑	介護老人福祉施設サービス	1,798,784	10.45	処遇改善加算Ⅰ	14.0%	処遇改善加算Ⅰ	14.0%	令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)	31,579,476	10,150,560	○		○	令和7年度中に満たす	6	日常生活継続支援加算Ⅰ又はⅡ	
2	2893300042	伊丹市	兵庫県	伊丹市	特別養護老人ホームあそか苑フンダ館	地域密着型介護老人福祉施設	595,497	10.45	処遇改善加算Ⅰ	14.0%	処遇改善加算Ⅰ	14.0%	令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)	10,454,592	3,360,402	○		○	令和7年度中に満たす	2	日常生活継続支援加算Ⅰ又はⅡ
3	2893300067	伊丹市	兵庫県	伊丹市	特別養護老人ホームあそか苑フアラ館	地域密着型介護老人福祉施設	550,001	10.45	処遇改善加算Ⅰ	14.0%	処遇改善加算Ⅰ	14.0%	令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)	9,655,800	3,103,650	○		○	令和7年度中に満たす	1	日常生活継続支援加算Ⅰ又はⅡ
4	2893300141	伊丹市	兵庫県	伊丹市	特別養護老人ホームあそか苑ももほ	地域密着型介護老人福祉施設	904,566	10.45	処遇改善加算Ⅰ	14.0%	処遇改善加算Ⅰ	14.0%	令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)	15,880,524	5,104,464	○		○	令和7年度中に満たす	1	日常生活継続支援加算Ⅰ又はⅡ
5	2893300232	伊丹市	兵庫県	伊丹市	特別養護老人ホームあそか苑みずほ	地域密着型介護老人福祉施設	883,090	10.45	処遇改善加算Ⅰ	14.0%	処遇改善加算Ⅰ	14.0%	令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)	15,503,568	4,983,270	○		○	令和7年度中に満たす	2	日常生活継続支援加算Ⅰ又はⅡ
6	2873300368	伊丹市	兵庫県	伊丹市	グループホーム善徳樹の家	認知症対応型共同生活介護	234,040	10.45	処遇改善加算Ⅰ	18.6%	処遇改善加算Ⅰ	18.6%	令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)	5,458,776	1,834,284	○		○	令和7年度中に満たす	1	サービス提供体制強化加算Ⅰ
7	2873300368	伊丹市	兵庫県	伊丹市	グループホーム善徳樹の家	介護予防認知症対応型共同生活介護		10.45	処遇改善加算Ⅰ	18.6%	処遇改善加算Ⅰ	18.6%	令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)			○		○	令和7年度中に満たす		サービス提供体制強化加算Ⅰ
8	2873301606	兵庫県	兵庫県	伊丹市	パドマ館ショートステイサービスセンター	短期入所生活介護	520,739	10.55	処遇改善加算Ⅰ	14.0%	処遇改善加算Ⅰ	14.0%	令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)	9,229,512	2,966,676	○		○	令和7年度中に満たす	1	サービス提供体制強化加算Ⅰ
9	2873301606	兵庫県	兵庫県	伊丹市	パドマ館ショートステイサービスセンター	介護予防短期入所生活介護	3,557	10.55	処遇改善加算Ⅰ	14.0%	処遇改善加算Ⅰ	14.0%	令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)	63,036	20,256	○		○	令和7年度中に満たす		サービス提供体制強化加算Ⅰ
10	2873300434	兵庫県	兵庫県	伊丹市	あそか苑デイサービスセンター	通所介護	436,500	10.45	処遇改善加算Ⅰ	9.2%	処遇改善加算Ⅰ	9.2%	令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)	5,035,812	1,751,586	○		○	令和7年度中に満たす	1	サービス提供体制強化加算Ⅰ

介護保険事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり介護報酬総単位数(処遇改善加算を除く) [単位] (a)	1単位あたりの単価[円] (b)	令和7年3月時点の算定区分	加算率	令和7年4月以降に算定する処遇改善加算の区分	加算率(c)	算定対象月(d) ※通常は令和7年4月～令和8年3月	処遇改善加算の見込額[円] (a×b×c×d)	①月額賃金要件 I		②月額賃金要件 II		③、④キャリアパス要件 I・II 任用要件・賃金体系の整備等、研修の実施等	⑤キャリアパス要件 III 昇給の仕組みの整備等	⑥キャリアパス要件 IV 改善後の賃金要件(年額440万円以上)を満たす職員数を記載	⑦キャリアパス要件 V 介護福祉士等の配置要件の状況が分かる加算の算定状況
		都道府県	市区町村											処遇改善加算 I 相当の加算額の見込額の1/2	月額賃金要件 I を満たす	新たに増加する白ベースアップ等加算相当の処遇改善加算の見込額	月額賃金要件 II を満たす				
11	2873300434	伊丹市	兵庫県 伊丹市	あそか苑デイサービスセンター	通所型サービス(独自)	26,583	10.45	処遇改善加算 I	9.2%	処遇改善加算 I	9.2%	令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)	306,720	106,650	○			○	令和7年度中に満たす		サービス提供体制強化加算 I
12	2873301598	兵庫県	兵庫県 伊丹市	バドマ館デイサービスセンター	通所介護	326,445	10.45	処遇改善加算 I	9.2%	処遇改善加算 I	9.2%	令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)	3,766,128	1,309,926	○			○	令和7年度中に満たす	1	サービス提供体制強化加算 II
13	2873301597	伊丹市	兵庫県 伊丹市	バドマ館デイサービスセンター	通所型サービス(独自)	34,860	10.45	処遇改善加算 I	9.2%	処遇改善加算 I	9.2%	令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)	402,156	139,878	○			○	令和7年度中に満たす		サービス提供体制強化加算 II
14	2893300133	伊丹市	兵庫県 伊丹市	小規模多機能型居宅あそか苑ももは	小規模多機能型居宅介護	397,315	10.55	処遇改善加算 I	14.9%	処遇改善加算 I	14.9%	令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)	7,494,720	2,665,878	○			○	令和7年度中に満たす	3	サービス提供体制強化加算 II
15	2893300133	伊丹市	兵庫県 伊丹市	小規模多機能型居宅あそか苑ももは	介護予防小規模多機能型居宅介護	10,171	10.55	処遇改善加算 I	14.9%	処遇改善加算 I	14.9%	令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)	191,796	68,232	○			○	令和7年度中に満たす		サービス提供体制強化加算 II
16	2893300307	伊丹市	兵庫県 伊丹市	小規模多機能型居宅あそか苑みずほ	小規模多機能型居宅介護	429,104	10.55	処遇改善加算 I	14.9%	処遇改善加算 I	14.9%	令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)	8,094,288	2,879,196	○			○	令和7年度中に満たす	1	サービス提供体制強化加算 II
17	2893300307	伊丹市	兵庫県 伊丹市	小規模多機能型居宅あそか苑みずほ	介護予防小規模多機能型居宅介護	6,858	10.55	処遇改善加算 I	14.9%	処遇改善加算 I	14.9%	令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)	129,384	46,014	○			○	令和7年度中に満たす		サービス提供体制強化加算 II
18	2893300307	伊丹市	兵庫県 伊丹市	小規模多機能型居宅あそか苑みずほ	小規模多機能型居宅介護(短期利用型)		10.55	処遇改善加算 I	14.9%	処遇改善加算 I	14.9%	令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)			○			○	令和7年度中に満たす		サービス提供体制強化加算 II
19	2873300426	兵庫県	兵庫県 伊丹市	あそか苑訪問介護事業所	訪問介護	230,289	10.70	処遇改善加算 I	24.5%	処遇改善加算 I	24.5%	令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)	7,244,448	2,143,764	○			○	令和7年度中に満たす	1	特定事業所加算 II
20	2873300426	伊丹市	兵庫県 伊丹市	あそか苑訪問介護事業所	訪問型サービス(独自)	40,493	10.70	処遇改善加算 I	24.5%	処遇改善加算 I	24.5%	令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)	1,273,848	376,914	○			○	令和7年度中に満たす		特定事業所加算 I 又は II に準じる市町村独自の加算



## 参考1 キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲの概要

### キャリアパス要件Ⅰ（任用要件・賃金体系の整備等）

基準を満たしている又は遅くとも令和7年度中に（令和8年3月末まで）に次のイからハまでのすべての基準を満たす。	
イ	介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。
ロ	イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。
ハ	イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。

### キャリアパス要件Ⅱ（研修の実施等）

基準を満たしている又は遅くとも令和7年度中に次のイとロの両方の基準を満たす。			
イ	介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び①・②のうち少なくともいずれかに関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。		
	イの実現のための具体的な取組内容	①	資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行う。
		②	資格取得のための支援の実施
ロ	イについて、全ての介護職員に周知している。		

### キャリアパス要件Ⅲ（昇給の仕組みの整備等）

イ	介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。		
	具体的な仕組みの内容	①	経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。
		②	資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。
		③	一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。
ロ	イについて、全ての介護職員に周知している。		

参考2 キャリアパス・賃金規程例(小規模事業所用)

例1:共通版

職位	対応役職	職責	職務内容	求められる能力	教育研修	任用の要件(必要経験年数・資格の目安)	給与
管理職	施設管理者(部長級)	施設の運営責任を負う	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の運営指針の立案、明示、進捗管理</li> <li>管理職育成</li> <li>リスクマネジメント</li> <li>地域・他事業所・他職種との連携・協力業務</li> <li>計数管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>組織運営管理能力</li> <li>危機管理能力</li> </ul>	経営者研修 管理者研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>●年以上 社会福祉士 介護福祉士 介護職員実務者研修修了</li> </ul>	常勤(月給) <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本給 ●●●円～</li> <li>・経験手当 +●●円</li> <li>・役職手当 +●●円</li> </ul>
管理職	グループ長(課長級)	高度な業務の遂行 グループの統括 他の従業員への指導・育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理者の補佐、不在時の代理、欠員時のサポート</li> <li>チームの管理、調整</li> <li>部下の指導、育成</li> <li>リスクマネジメント・地域・他事業所・他職種との連携・協力業務</li> <li>計数管理・勤怠管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>グループ監督力</li> <li>部下の指導力、育成力</li> <li>危機管理能力</li> </ul>	管理職研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>●年以上 介護支援専門員 介護福祉士 介護職員実務者研修修了</li> </ul>	常勤(月給) <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本給 ●●●円～</li> <li>・経験手当 +●●円</li> <li>・役職手当 +●●円</li> </ul>
上級職	主任	高度な業務の遂行 他の従業員への指導	(初級職・中級職業務に加えて) <ul style="list-style-type: none"> <li>他の従業員への指導、育成</li> <li>グループ内の問題解決</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>複雑な判断を要する業務を遂行できる</li> <li>標準的な課題について、上司の指示によりグループをまとめ問題解決にあたる</li> <li>下級者に指導できる</li> </ul>	主任・リーダー研修 実務研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>●年以上 介護福祉士 介護職員実務者研修修了</li> </ul>	常勤(月給) <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本給 ●●●円～</li> <li>・経験手当 +●●円</li> <li>・役職手当 +●●円</li> </ul> 非常勤(時給) <ul style="list-style-type: none"> <li>・●●円</li> <li>・経験手当 +●●円</li> </ul>
中級職		通常の介護業務 他の従業員への助言	(初級職業務に加えて) <ul style="list-style-type: none"> <li>サービスの業務改善</li> <li>他の従業員への助言</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>比較的高度な知識と経験を要する業務を遂行できる</li> <li>業務の改善や問題解決を实践できる</li> <li>下級者に助言できる</li> </ul>	実務研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>●年以上 介護職員実務者研修修了</li> </ul>	常勤(月給) <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本給 ●●●円～</li> <li>・資格手当 +●●円</li> </ul> 非常勤(時給) <ul style="list-style-type: none"> <li>・●●円</li> <li>・資格手当 +●●円</li> </ul>
初級職		通常の介護業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>上位者の協力を得ながらの基本介護</li> <li>適切な観察、記録、報告等</li> <li>会議への参加</li> <li>外部研修への参加</li> <li>個別援助計画の作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常の介護業務に精通し、上位者の協力を得ながら、日常の定型業務を遂行できる</li> </ul>	実務研修 新任研修	入社時～ 介護職員初任者研修修了	常勤(月給) <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本給 ●●●円～</li> <li>・資格手当 +●●円</li> </ul> 非常勤(時給) <ul style="list-style-type: none"> <li>・●●円</li> <li>・資格手当 +●●円</li> </ul>

注 「任用要件」欄に記載の勤続年数又は研修の受講状況に応じて昇給するものとし、職位に応じた給与を支給する。

(研修計画)

- ・ 個別の希望に基づく研修計画を作成し、年●回以上●●研修をオンラインで受講。

例2: 訪問系(簡易版)

職位・役職	職責	任用要件	給与 (常勤・月給)	給与 (非常勤・時給)
上級ヘルパー (主任)	高度な業務の遂行 他の従業員への指 導	●年以上 介護福祉士 介護職員実務者研修修了	常勤(月給) ・基本給 ●●●円～ ・経験手当 + ●●円 ・役職手当 + ●●円	非常勤(時給) ・●●円 ・経験手当 + ●●円
中級ヘルパー	通常の介護業務 他の従業員への助 言	●年以上 介護職員実務者研修修了	常勤(月給) ・基本給 ●●●円～ ・資格手当 + ●●円	非常勤(時給) ・●●円 ・資格手当 + ●●円
初級ヘルパー	通常の介護業務	入社時～ 介護職員初任者研修修了	常勤(月給) ・基本給 ●●●円～ ・資格手当 + ●●円	非常勤(時給) ・●●円 ・資格手当 + ●●円

注 「任用要件」欄に記載の勤続年数又は研修の受講状況に応じて昇給するものとし、職位に応じた給与を支給する。  
(研修計画)

- ・ 個別の希望に基づく研修計画を作成し、年●回以上●●研修をオンラインで受講。



【記入上の注意】

- ・各証明資料は、都道府県又は指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。
- ・本表への虚偽記載の他、補助金の請求に関して不正があった場合は、補助金を返還することとなる場合がある。

**(確認用)提出前のチェックリスト**

以下の項目に「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。

2 補助金の見込額、支給要件及び用途	
補助金の用途が示されている	○
3 要件を満たすことの確認等	
要件を満たすことの確認について、チェック(✓)が入っていない項目がない	○
誓約について、空欄の項目がない	○
別紙様式2-4(補助金)	
補助金を申請予定の各事業所について、交付対象月が1つのみ指定されている。	○

**振込に関する情報**

原則として、補助金の支払は、国保連合会に登録している介護給付費等の振込先口座に振り込まれるが、  
**債権譲渡口座には振込できないため、国保連の登録口座が債権譲渡口座の場合、下記に法人の振込先を記入すること**

※法人名が明記されている口座情報をご記載ください

※通帳の写しの添付が必要

※下記項目が空欄の場合、振り込みが遅れる可能性があります

金融機関名	店舗名	金融機関 コード 4ケタを半角 数字で入力	支店コード 3ケタを半角 数字で入力	預金種別 普通:1 当座:2	口座番号7ケタを半角数字 で入力	口座名義人(カナ)30文字ま でを半角カナで入力
但馬銀行	伊丹支店	0164	340	1	7194006	フクミヨウショウカイ リジ チョウ ゼンブオサム

別紙様式2-4(介護人材確保・職場環境改善等事業計画書 個票)

提出先	兵庫県
-----	-----

法人名	社会福祉法人明照会
-----	-----------

**【記入上の注意】**  
 ・都道府県ごとに補助金の要件を満たす必要があり、都道府県ごとに振込先の指定方法等、様式が異なる場合もあることから、補助金の計画書は都道府県ごとに作成することが望ましい。  
 ・補助金の支払は、原則として、国保連合会に登録している介護給付費等の振込先口座に振り込まれる。ただし、債権譲渡の口座を登録していた場合には、別紙2-3(66行目)に記載した法人の口座に振り込まれる。

補助金の見込額の合計[円]	7,597,298
提出先都道府県での補助金の見込額の合計[円]	7,597,298

通し番号	介護保険事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	サービスコード	介護人材確保・職場環境改善等事業を申請予定	一月あたり介護報酬総単位数 [単位](a)	1単位あたりの単価[円](b)	交付率(c)	補助金の見込額(e) (a×b×c) [円]	交付対象月 ※令和6年12月を基本とし、各事業所の判断により、令和7年1月、2月又は3月も選択可能。どれか1つのみに「○」。			
			都道府県	市区町村									令和6年12月	令和7年1月	令和7年2月	令和7年3月
1	2873300186	兵庫県	兵庫県	伊丹市	特別養護老人ホームあそか苑	介護老人福祉施設サービス	51	○	2,050,555	10.45	8.3%	1,778,548	○			
2	2893300042	伊丹市	兵庫県	伊丹市	特別養護老人ホームあそか苑ブンダ館	地域密着型介護老人福祉施設	54	○	677,713	10.45	8.3%	587,814	○			
3	2893300067	伊丹市	兵庫県	伊丹市	特別養護老人ホームあそか苑ウバラ館	地域密着型介護老人福祉施設	54	○	627,231	10.45	8.3%	544,028	○			
4	2893300141	伊丹市	兵庫県	伊丹市	特別養護老人ホームあそか苑ももは	地域密着型介護老人福祉施設	54	○	1,031,204	10.45	8.3%	894,414	○			
5	2893300232	伊丹市	兵庫県	伊丹市	特別養護老人ホームあそか苑みずほ	地域密着型介護老人福祉施設	54	○	1,006,722	10.45	8.3%	873,180	○			
6	2873300368	伊丹市	兵庫県	伊丹市	グループホーム菩提樹の家	認知症対応型共同生活介護	32	○	277,570	10.45	11.3%	327,768	○			
7	2873300368	伊丹市	兵庫県	伊丹市	グループホーム菩提樹の家	介護予防認知症対応型共同生活介護	37	○	0	10.45	11.3%	0	○			
8	2873301606	兵庫県	兵庫県	伊丹市	パドマ館ショートステイサービスセンター	短期入所生活介護	21	○	594,134	10.55	8.3%	520,253	○			
9	2873301606	兵庫県	兵庫県	伊丹市	パドマ館ショートステイサービスセンター	介護予防短期入所生活介護	24	○	3,557	10.55	8.3%	3,114	○			
10	2873300434	兵庫県	兵庫県	伊丹市	あそか苑デイサービスセンター	通所介護	15	○	476,372	10.45	6.4%	318,597	○			
11	2873300434	伊丹市	兵庫県	伊丹市	あそか苑デイサービスセンター	通所型サービス(独自)	A6	○	29,028	10.45	6.4%	19,413	○			
12	2873301598	兵庫県	兵庫県	伊丹市	パドマ館デイサービスセンター	通所介護	15	○	356,476	10.45	6.4%	238,411	○			

通し番号	介護保険事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	サービスコード	介護人材確保・職場環境改善等事業を申請予定	一月あたり介護報酬総単位数 [単位](a)	1単位あたりの単価[円](b)	交付率(c)	補助金の見込額(e) (a×b×c) [円]	交付対象月 ※令和6年12月を基本とし、各事業所の判断により、令和7年1月、2月又は3月も選択可能。どれか1つのみに「○」。			
			都道府県	市区町村									令和6年12月	令和7年1月	令和7年2月	令和7年3月
13	2873301597	伊丹市	兵庫県	伊丹市	パドマ館デイサービスセンター	通所型サービス(独自)	A6	○	38,066	10.45	6.4%	25,458	○			
14	2893300133	伊丹市	兵庫県	伊丹市	小規模多機能型居宅あそか苑ももは	小規模多機能型居宅介護	73	○	458,697	10.55	8.4%	406,497	○			
15	2893300133	伊丹市	兵庫県	伊丹市	小規模多機能型居宅あそか苑ももは	介護予防小規模多機能型居宅介護	75	○	10,171	10.55	8.4%	9,013	○			
16	2893300307	伊丹市	兵庫県	伊丹市	小規模多機能型居宅あそか苑みずほ	小規模多機能型居宅介護	73	○	494,883	10.55	8.4%	438,565	○			
17	2893300307	伊丹市	兵庫県	伊丹市	小規模多機能型居宅あそか苑みずほ	介護予防小規模多機能型居宅介護	75	○	6,858	10.55	8.4%	6,077	○			
18	2893300307	伊丹市	兵庫県	伊丹市	小規模多機能型居宅あそか苑みずほ	小規模多機能型居宅介護(短期利用型)	68	○	0	10.55	8.4%	0	○			
19	2893300307	兵庫県	兵庫県	伊丹市	小規模多機能型居宅あそか苑みずほ	介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用型)	69	○	0	10.55	8.4%	0	○			
20	2873300426	兵庫県	兵庫県	伊丹市	あそか苑訪問介護事業所	訪問介護	11	○	286,732	10.70	10.5%	322,143	○			
21	2873300426	伊丹市	兵庫県	伊丹市	あそか苑訪問介護事業所	訪問型サービス(独自)	A2	○	50,538	10.70	10.5%	56,779	○			
22	2873300426	宝塚市	兵庫県	伊丹市	あそか苑訪問介護事業所	訪問型サービス(独自)	A2	○	488	10.70	10.5%	548	○			
23	2873010207	尼崎市	兵庫県	尼崎市	あそか苑武庫川訪問介護事業所	訪問介護	11	○	160,656	10.70	10.5%	180,496	○			
24	2873010207	尼崎市	兵庫県	尼崎市	あそか苑武庫川訪問介護事業所	訪問型サービス(独自)	A2	○	41,106	10.70	10.5%	46,182	○			

○